

# 若林西ノ堂墓地 合葬墓利用規約

若林西ノ堂墓地管理委員会

## (目的)

### 第一条

本規約は、若林西ノ堂墓地管理委員会(以下「管理委員会」という)が管理運営し若林西ノ堂墓地合葬墓(以下「合葬墓」という)管理運営における必要な事項を定め、その管理運営が適切に行われる事を目的とする。

## (利用資格)

### 第二条

合葬墓利用資格は、若林自治区に5年以上在住し区費を納めている世帯の者とする。また、利用者が西ノ堂墓地区画の名義人で墓地を返還する時一回限り利用できる。(以下「利用者」という)。

## (管理運営)

### 第三条

合葬墓の管理運営は、「管理委員会」がこれにあたることとする。

## (利用申請)

### 第四条

利用申込みは生前契約、遺骨受け入れ時のいずれも可とする。また「管理委員会」の承認であれば、宗旨・宗派は問わない。

＜ 申請時の提出書類 ＞

- (1) 「管理委員会」が発行する申請書
- (2) 申請者の住民票(本籍記載)と印鑑証明 各1通
- (3) 埋骨時に必要な埋葬許可証(写し)と申請者との続柄がわかる戸籍謄本又は除籍謄本
- (4) 若林西ノ堂墓地から改葬する場合は、不要となるお墓の返還届
- (5) 若林西ノ堂墓地以外の墓地や納骨堂などから改葬する場合は、管轄市町村が発行する改葬許可証

## (利用条件)

### 第五条

- (1) 合葬墓には、人骨(焼骨)以外の埋骨はできない。
- (2) 遺骨は「管理委員会」が紹介する業者で粉骨化され骨袋に収納した遺骨のみ埋骨できる。

## (管理と納骨及び供養の実施)

### 第六条

合葬墓への埋骨は「管理委員会」が必ず立会い適切に埋骨できていることを確認する。

- (1) 「管理委員会」は、合葬墓管理台帳に必要事項を記載し管理する。
- (2) 利用者から受領した申込書類一式は「管理委員会」で保管する。
- (3) 合葬墓への埋骨は、利用者(利用者が委託した代理人を含む)が行う。
- (4) 合葬墓壁面に「管理委員会」が指定した銘板を設置する。
- (5) 合葬墓に埋骨された遺骨は返却(取り出し)できない。
- (6) 合葬墓の供養は、「管理委員会」の手配で年二回(春・秋)の合同供養を行う。  
但し、埋骨時及び年忌の法要は利用者の手配で行うものとする。

## (契約及び利用料)

**第七条** 「管理委員会」と利用者は、提出書類と利用料振込完了を確認した後に合葬墓利用申込書が許可される。(合葬墓利用料は「合葬墓利用申込書」に記載)

- (1) 合葬墓利用料は一律一霊とし、墓地返還と同時(一回限り)に合葬墓を利用する際は、複数人でも一霊扱いで埋骨量は規定内(7寸骨袋に入る量)とする。
- (2) 合葬墓利用契約時は利用者の他に親族代表又は代理人の同意を得る。  
(代表者又は代理人の同意で親族全ての同意とする。)

## (利用者のつとめ)

**第八条** 合葬墓は、常に清浄を保ち、宗教的尊厳を傷つけないように努めなければならない。

- (1) 献花やお供えなどは、お参りが済み次第、各自で持帰ることとする。
- (2) お参りの際は、周囲に配慮の上 行わなければならない。
- (3) 合葬墓内の施設備品等を破損した者はその復旧費用を負担することとする。

## (契約の解除)

**第九条** 利用者が次の各項の一つに該当した時は、利用を解除することができる。

「管理委員会」は、生前契約抹消(利用料金返金無し)及び銘板を撤去することができる。

- (1) 利用者が「管理委員会」に提出した内容と異なるとき。
- (2) 合葬墓利用の権利を他人に譲渡したとき。
- (3) 利用者が合葬墓を本来の目的以外に使用しているとき。

## (会 計)

**第十条** 合葬墓における会計は、毎年度の「管理委員会」の決算会で決算報告を行う。

## (改 正)

**第十一条** 本規約に定めない事項及び、法令に関わる変更等が生じた場合、必要に応じ「管理委員会」で審議する。

## (補 足)

**第十二条** 本規約の改訂は、「管理委員会」で審議し、若林区会で決定する。

**附 則** 本規約は、令和5年2月12日より適用する。